

資 料 編

1	町世話人制度	1
2	コミュニティにおける団体の設立・運営状況	2
	(1) 自治協議会の状況	
	(2) 自治会・町内会の状況	
	(3) その他、コミュニティで活動する団体	
3	自治協議会の予算	3
4	自治協議会に関する要綱	4
5	「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要	6
	(1) 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要	
	(2) 福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱	
6	「自治協議会等アンケート」調査結果（抜粋）	11
7	「自治協議会等ヒアリング」結果（主な意見）	17
8	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」委員及び検討経過	23

1 町世話人制度

「市民の福祉を増進し、市政の円滑なる運営を図る」ことを目的に、昭和 28 年 6 月制定の「福岡市町世話人規則」により開始された福岡市独自の制度。同制度により委嘱された「町世話人」は、当初は「諸証明の副申」「徴税令書・納付書等の配布及び収集」「町内居住者台帳の調査整備」などの行政事務の補助的な業務を含め、30 を超える業務を担っていた。

その後、業務の見直しを経ながらも「市民の暮らしと市を結ぶパイプ役」として 50 年間にわたって貢献してきたが、業務の中心だった市政だより等の配布を業者に委託できる環境が整ってきたことなどから、平成 16 年 3 月末をもって廃止された。

＜町世話人の概要＞

- ・身分： 福岡市非常勤特別職職員
- ・任期： 2 年（再任可）
- ・報酬： 月額 160 円／世帯
- ・人数： 2,573 人
- ・平均受持世帯数： 242 世帯（平成 15 年 9 月 1 日時点）

＜町世話人の業務内容（制度廃止時）＞

- ・広報に関する事務（市政だより、市議会だより、その他広報物の配布）
- ・防災に関する事務（災害発生状況の調査、被災状況調査等）
- ・衛生に関する事務（保健・衛生関係書類等の配布）
- ・特に指示する調査に関する事務（受持世帯数調査、各種統計調査）
- ・その他、市民に関係ある事項の周知徹底（選挙公報配布等）

2 コミュニティにおける団体の設立・運営状況

(1) 自治協議会の状況

おおむね小学校区を単位として、福祉、子育て、防犯・防災、環境などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会や、これまで個別に市と協力しながら活動していた各種団体をはじめとしたさまざまな団体が参加している。

自治協議会設立校区数	141 団体／149 校区・地区 ※ 博多小学校区は旧 4 校区で計上
構成団体数	平均 33.4 団体
自治会・町内会	平均 15.3 団体
自治会・町内会以外の必須団体	平均 7.5 団体
その他の団体	平均 10.6 団体
役員数	平均 10.4 人
事務員を雇用している団体の割合	56.7%
年間予算額	平均 537 万 1 千円*

※ 平成●年●月現在。

※ * は「自治協議会等アンケート」による数字。

(2) 自治会・町内会の状況

一定地域を単位として、住民の福祉向上や住民相互の連帯感の醸成を図ることを目的に組織された住民の自治組織。町内住民の福祉増進、相互親睦などの活動（運動会、夏祭り、敬老会、資源物回収、清掃、子ども会、老人会等の行事など）を行っている。

自治会・町内会数	2,255 団体
加入世帯数	平均 269.8 世帯*
未加入世帯数	平均 27.1 世帯*
年間予算額	平均 158 万 6 千円*
自治会・町内会費の額	平均 456.1 円／世帯・月*

※ 平成●年●月現在。

※ * は「自治会・町内会アンケート」による数字。

(3) その他、コミュニティで活動する団体

<小学校区単位の団体>

－自治協議会に加入している団体

交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協力会、衛生連合会、自主防災組織

－その他の団体 ※自治協議会への加入の有無は校区により異なる。

校区社会福祉協議会、人権尊重推進協議会、老人クラブ連合会、小学校PTA、子ども会育成連合会、校庭開放運営委員会、ふれあいネットワーク校区推進会、学校体育館開放運営委員会 など

<その他の団体（多くの地域で設立されているもの）>

中学校PTA、老人クラブ、子ども会、子育てサロン、公園愛護会、消防団、防犯組合、ふれあいサロン、食生活改善推進協議会、まちづくり協議会 など

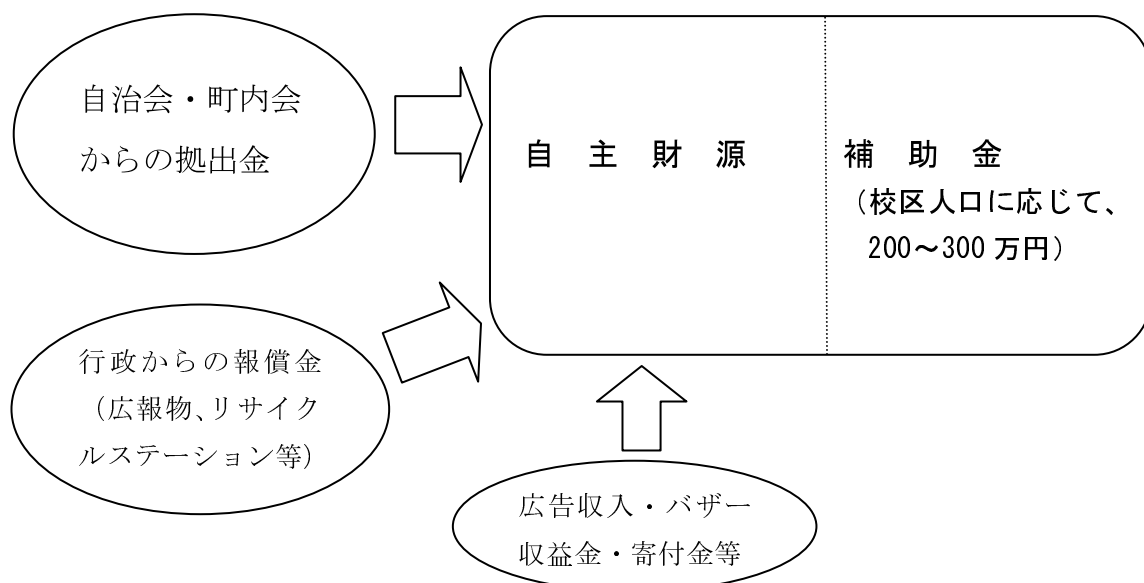
3 自治協議会の予算

自治協議会の予算は、大きく自主財源と市からの補助金で構成されている。

「自治協議会等アンケート」によると、自治協議会の平均の年間予算額は、537万1千円となっている。

自主財源の主な内訳は、「自治会・町内会からの拠出金」、「広報物収入やリサイクルステーション等による行政からの報償金」、「広告収入、バザー等の収益金、寄付金等」である。また、補助金については、校区人口に応じて200～300万円の補助金限度額となっている。

図 自治協議会の予算（イメージ）



4 自治協議会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民と行政との共働によるまちづくりを推進するため、小学校区を基本的な範囲として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織(以下「自治協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自治協議会)

第2条 自治協議会は、次に掲げる要件を満たし、一つの小学校区(地域住民の協議に基づき、複数の小学校区を単位とする場合は、複数の小学校区。ただし、「博多小学校区」においては、「大浜」「奈良屋」「冷泉」「御供所」の各自治連合会。)を単位として設立されるものをいう。(1つの小学校区に1団体とする。)

(1) 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること。

- ア 役員の民主的な選出
- イ 協議による意思決定
- ウ 自主財源の確保
- エ 事業計画・予算作成及び執行の透明性
- オ 会計処理の透明性

(2) 次に掲げる団体を含む多くの各種団体により構成されたものであること。

- ア 当該小学校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会
- イ 校区交通安全推進委員会
- ウ 校区体育振興会
- エ 校区女性協議会
- オ 校区青少年育成連合会
- カ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議
- キ 校区献血推進協力会
- ク 校区衛生連合会
- ケ 校区自主防災組織

(届出書の提出)

第3条 前条の要件を満たす団体は、自治協議会届出書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

(登録)

第4条 区長は、前条の届出が第2条の要件に適合すると認めるときは、当該団体を自治協議会として登録するものとする。

2 区長は、前条の届出が第2条の要件に適合しないと認めるときは、前項の登録をしない旨の文書をもって、当該団体へ通知するものとする。

(届出内容の変更)

第5条 自治協議会は、届出の内容に変更があったときは、速やかに、自治協議会登録変更届出書（様式第2号）に必要な書類を添えて区長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 自治協議会は、第2条の要件に該当しなくなった場合は、速やかに、自治協議会登録取消届出書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届け出があった場合のほか、自治協議会が第2条の届出の要件に該当しないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 3 前項の取消しは、当該自治協議会へ文書を通知して行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成20年3月31日までの間に限り、第2条第2号の規定にかかわらず、当該団体が区域としている小学校区に組織されている同号イからケまでに掲げる団体のうち、2団体以内が未加入の場合も本要綱に基づく自治協議会として登録することができるものとする。

(※ 様式は、省略)

5 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要

(1) 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要

自治協議会が、校区の実情に合わせて事業を組み立てることができる補助金。

市が、従来、校区の団体毎に交付していた9つの補助金を統合し、自治協議会制度の開始と同時に創設した。

＜「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合された補助金(合計97万9,600円)＞

名 称	交 付 先
校区交通安全推進委員会補助金	交通安全推進委員会
校区体育振興会補助金	体育振興会
校区女性団体組織化補助金	女性協議会
校区青少年健全育成連合会補助金	青少年育成連合会
ごみ減量・リサイクル推進会議補助金	ごみ減量・リサイクル推進会議
校区献血推進協力会補助金	献血推進協力会
校区保健活動助成金	衛生連合会
校区動物適正飼養啓発補助金	
校区・町内清掃事業市民活動補助金	

＜補助対象事業＞

自治協議会が実施する事業であって、次に掲げるもの。

- ①交通安全の推進に関する事業
- ②スポーツ・レクリエーションに関する事業
- ③男女共同参画推進に関する事業
- ④地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業
- ⑤ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
- ⑥集団献血に関する事業
- ⑦健康づくり活動に関する事業
- ⑧環境美化に関する事業
- ⑨防災に関する事業
- ⑩地域の活性化や課題解決につながる事業

※ ①～⑨は必ず実施しなければならない事業（必須事業）。

＜補助対象経費＞

- ・事業費：補助対象事業（必須事業及び「地域の活性化や課題解決につながる事業」）の実施に要する経費
- ・事務費：自治協議会の事務に要する経費

※ ただし「自治協議会役員等の手当」などは、補助対象外。

＜補助金限度額（人口に応じて設定）＞

小学校区の人口	2,000人以下	2,001人 ～5,000人	5,001人 ～10,000人	10,001人以上
補助金限度額 (うち事務経費)	200万円 (60万円)	240万円 (72万円)	270万円 (81万円)	300万円 (90万円)

(2) 福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、活力あるまちづくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、コミュニティの自律経営に向け、自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「自治協議会」とは「自治協議会に関する要綱」(以下「自治協議会要綱」という。)第4条により登録された自治協議会をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治協議会が実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 交通安全の推進に関する事業
- (2) スポーツ・レクリエーションに関する事業
- (3) 男女共同参画推進に関する事業
- (4) 地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業
- (5) ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
- (6) 集団献血に関する事業
- (7) 健康づくり活動に関する事業
- (8) 環境美化に関する事業
- (9) 防災に関する事業
- (10) 地域の活性化や課題解決につながる事業

2 補助金の交付を受ける自治協議会は、前項第1号から第9号までに掲げる事業(以下「必須事業」という。)を全て実施しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、自治協議会が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業、又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りではない。
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(以下「事業費」という。)及び自治協議会の事務に要する経費(以下「事務費」という。)とし、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において別表第3に定める額を限度(以下「補助限度額」という。)とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする自治協議会は、活力あるまちづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 自治協議会の規約
- (4) 自治協議会の役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、活力あるまちづくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該補助金の申請を行った自治協議会に交付するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付を受けた自治協議会(以下「補助金交付自治協議会」という。)は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ活力あるまちづくり支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助限度額内で、補助金を増額するとき
- (2) 補助事業(ただし、必須事業を除く。)を追加するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき

(関係書類の整備)

第10条 補助金交付自治協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助金交付自治協議会は、事業が完了したときは、速やかに活力あるまちづくり支援事業実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

(1) 事業収支計算書

(2) 事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを活力あるまちづくり支援事業実績調査確認書（様式第 5 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、当該自治協議会に活力あるまちづくり支援事業補助金確定通知書（様式第 6 号）をもって通知しなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 補助金の交付を申請しようとする自治協議会が区域としている小学校区内で組織されている団体（以下「各種団体」という。）であって、自治協議会に未加入である団体（以下「未加入団体」という。）が、次に掲げる補助金の交付を受けて第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号に掲げる事業（以下「補助金交付必須事業」という。）を行う場合にあっては、平成 20 年 3 月 31 日までの間に限り、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該自治協議会は、補助金交付必須事業のうち未加入団体が実施する事業については実施することを要しないものとする。

(1) 校区交通安全推進委員会補助金

(2) 校区体育振興会補助金

(3) 校区女性団体組織化補助金

(4) 校区青少年育成連合会補助金

(5) ごみ減量・リサイクル推進委員会補助金

(6) 校区献血推進協力会補助金

(7) 校区保健活動補助費（衛生連合会補助金）

(8) 動物適正飼養啓発補助費（衛生連合会補助金）

(9) 清掃事業市民活動補助金

3 附則第 2 項の自治協議会における第 6 条の規定の適用については、同条中「別表第 3 に定める額」とあるのは、「別表第 3 に定める額から、当該年度において、各種団体に交付する附則第 2 項各号に掲げる補助金の額を差し引いた額」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は平成 17 年 8 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 事業費補助対象外経費

経費区分	内容等
人件費	自治協議会役員等の手当
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託
食糧費	ただし、事業実施のために必要な、昼食代、弁当代、茶果代、懇談費等は必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

別表第 2 事務費補助対象経費

経費区分	内容等
人件費	事務職員雇用経費。なお、自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く。）へは支給することができない。
印刷費	資料等の印刷代等
消耗品費	文房具等事務用品、書籍等
通信・運搬費	郵便料金等
備品購入費	書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫など）は対象外とする。
借上費	会場借上、備品借上経費

別表第 3 補助金限度額

自治協議会が区域としている小学校区の人口	限度額
2,000 人以下	2,000 千円 (事務費は、600 千円)
2,001 人以上 5,000 人以下	2,400 千円 (事務費は、720 千円)
5,001 人以上 10,000 人以下	2,700 千円 (事務費は、810 千円)
10,001 人以上	3,000 千円 (事務費は、900 千円)

(注)人口は、交付申請にかかわる年度の初日の属する年の前年の 9 月 30 日現在において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 条)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数に、同日現在において外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)に基づき外国人登録原票に登録されているものの数を加えた数とする。

(※ 様式は、省略)

6 「自治協議会等アンケート」調査結果（抜粋）

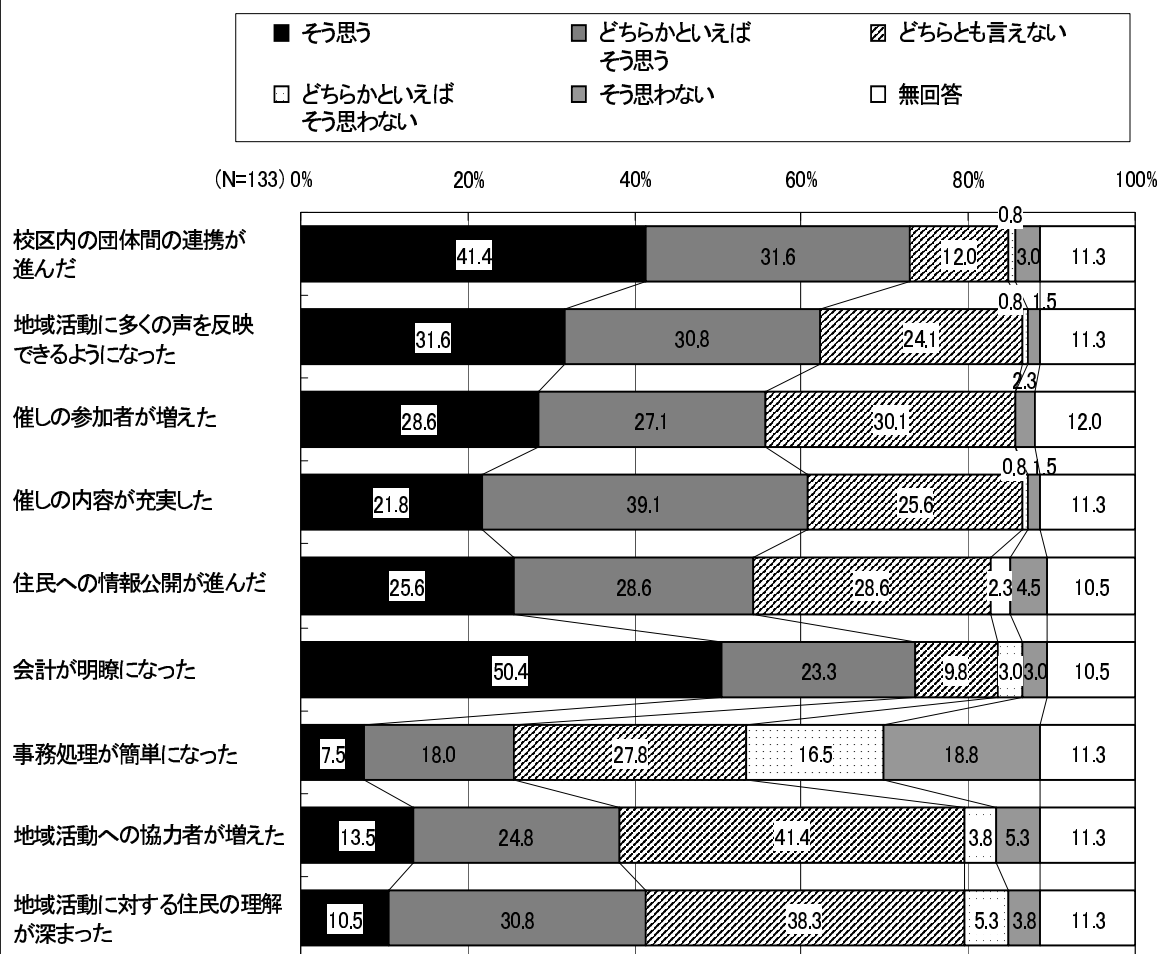
< 調査の概要 >

- ・実施時期：平成18年7月～8月
- ・対 象：自治協議会（未設立の校区は自治連合会）会長
- ・実施方法：市職員が調査票を対象者に配付。郵送により回収（無記名）
- ・回収率：90.5%（回収数133／調査数147）

(1) 自治協議会設立前後の状況の比較

問 自治協議会を設立する前と比べて、現在の状況はどうですか。それぞれの項目について、あてはまるものを1つ選んでください。

図 自治協議会設立前後の状況の比較（全市）



(2) 運営・活動における課題

問 運営や活動にあたって、どのようなことが課題だと思いますか。それぞれの項目について、当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

(1) 人材

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 役員のなり手がない | 59.4 % |
| 2 運営を手伝う人がいない | 22.6 % |
| 3 事務処理ができる人がいない | 11.3 % |
| 4 その他 | 3.8 % |
| 5 特に課題はない | 27.8 % |

(2) 住民

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1 マンションなどの集合住宅との交流が図りにくい | 43.6 % |
| 2 催しへの参加者が少ない | 34.6 % |
| 3 自治協議会等の活動に住民の十分な理解が得られない | 25.6 % |
| 4 新旧の住民の交流が図りにくい | 16.5 % |
| 5 その他 | 8.3 % |
| 6 特に課題はない | 19.5 % |

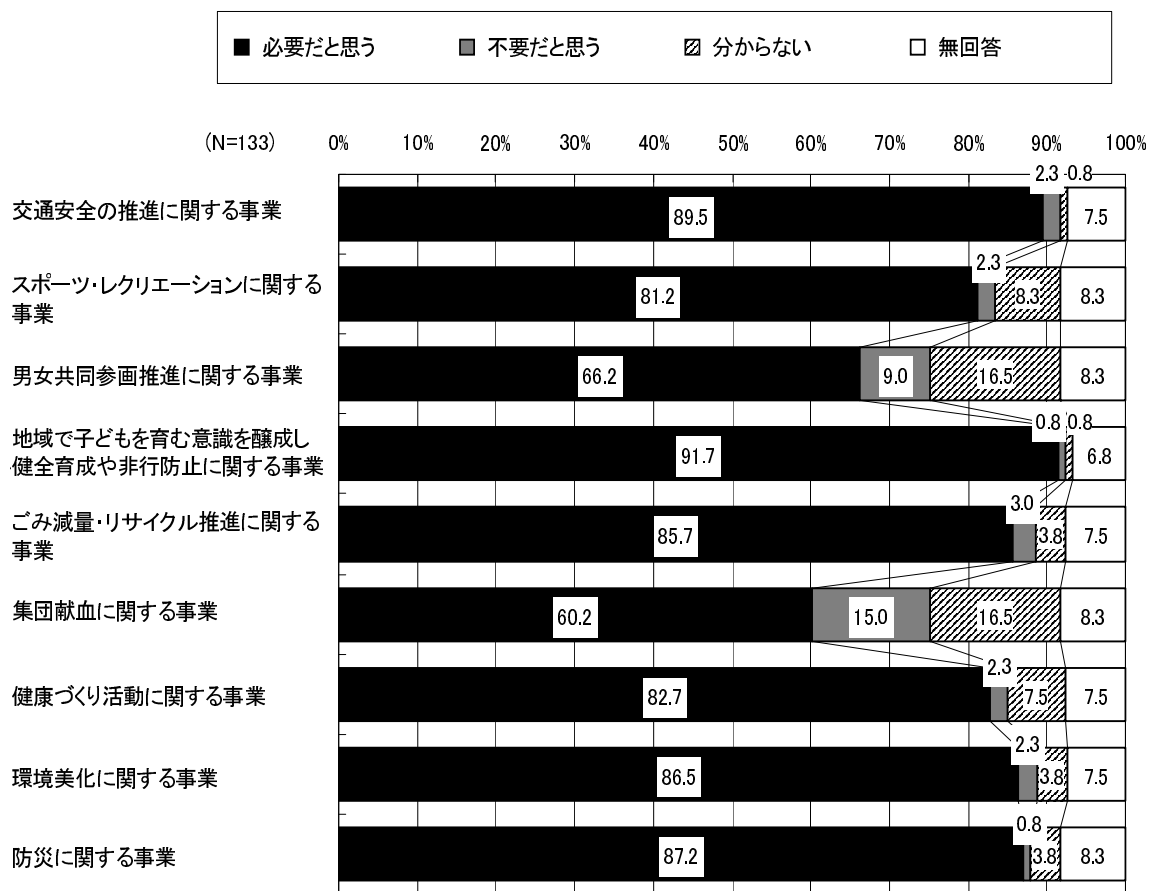
(3) 運営

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 予算が足りない | 32.3 % |
| 2 事務処理の体制が十分でない | 13.5 % |
| 3 自治協議会等に参加している団体間の連携が難しい | 13.5 % |
| 4 ノウハウがない | 7.5 % |
| 5 会合や催しを行える場所が少ない | 6.8 % |
| 6 校区内に自治協議会等に参加していない団体が多い | 4.5 % |
| 7 その他 | 4.5 % |
| 8 特に課題はない | 39.8 % |

(3) 必須事業の必要性

問 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の交付にあたって、市は、必ず実施しなければならない事業として、9つの「必須事業」を設けています。これらの事業は、よりよい地域をつくるために必要だと思いますか。それぞれ、あてはまるものを1つ選んでください。

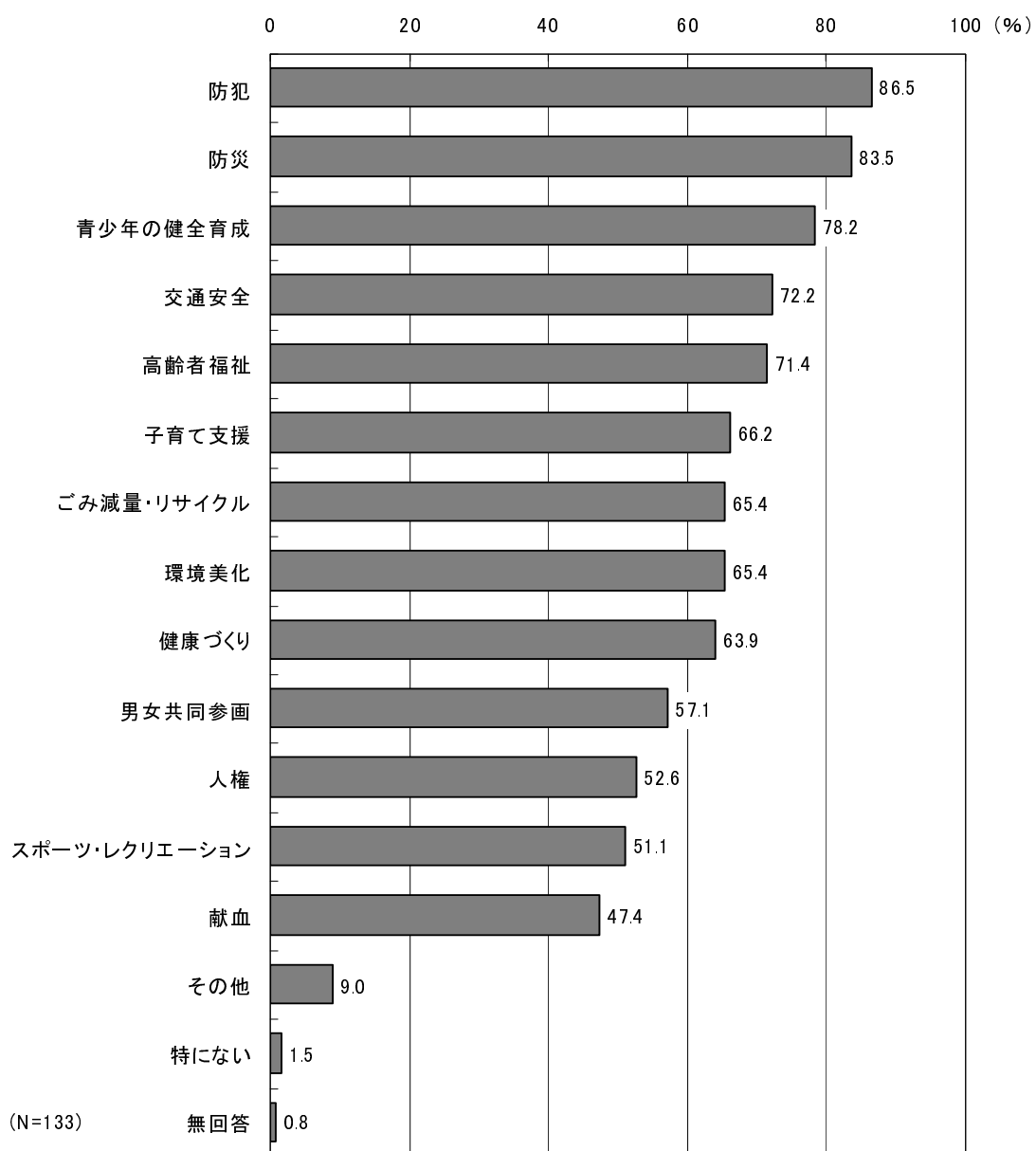
図 必須事業の必要性（全市）



(4) 今後取り組みたい分野

問 今後、どのような分野の活動に積極的に取り組みたいと考えていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

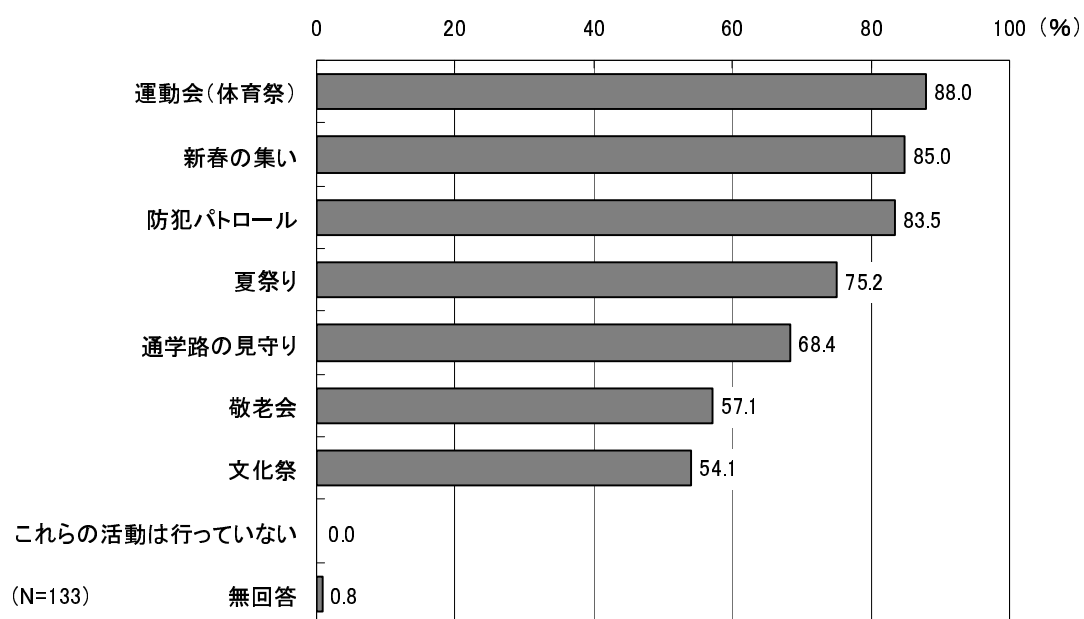
図 今後活動に取り組みたい分野（全市）



(5) 活動の実施状況

問 次に挙げた活動の中に、自治協議会等が主催または共催しているものはありますか（自治協議会等の内部で実行委員会をつくっている場合や、自治協議会等が実行委員会の一員となっている場合を含みます）。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

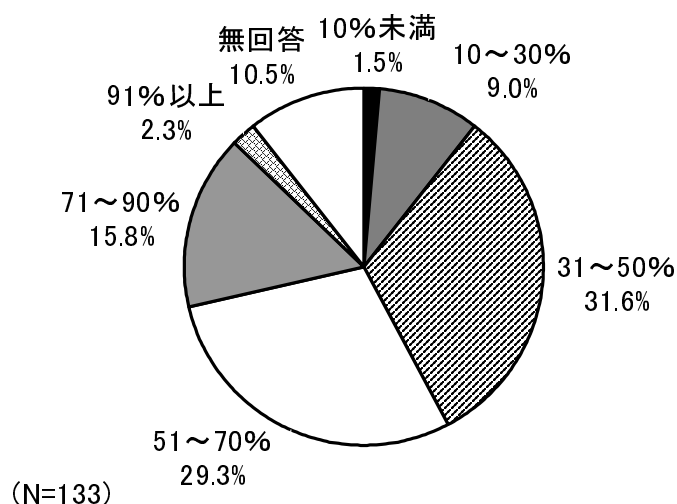
図 活動の実施状況（全市）



(6) 自治協議会の年間予算額に占める補助金の割合

問 市からの補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）が自治協議会の年間予算額に占める割合は、どのくらいですか。当てはまるものを選んでください。

図 年間予算額に占める補助金の割合（全市）



(7) 年間の会長手当

問 年間の会長手当は、いくらですか。（ ）内に金額を記入してください。

表 年間の会長手当の平均（全市、行政区別）

●全自治協議会等の平均
(単位：万円)

全市	8.0
東区	7.2
博多区	6.6
中央区	8.8
南区	6.3
城南区	9.0
早良区	7.2
西区	11.6

●会長手当を支給している自治協議会等の平均
(単位：万円)

全市	8.9
東区	8.3
博多区	7.4
中央区	8.8
南区	6.9
城南区	9.0
早良区	8.8
西区	13.6

7 「自治協議会等ヒアリング」結果（主な意見）

<調査の概要>

- ・実施時期：平成18年7月～8月
- ・対象：自治協議会（未設立の校区は自治連合会）会長

(1) 自治協議会について「制度ができてよかったこと」「運営していて困っていること」はどんなことですか。

◆制度ができてよかったこと

- ・校区が一体となった活動ができるようになった。団体間の相互理解が得られ、連携が取れるようになった。
- ・機関として校区の意思決定ができるようになり、自治運営や事業実施がスムーズになった。
- ・団体同士が一緒に協議を行うことから、問題点や活動の進捗状況などについて情報共有ができるようになった。校区がよく見えるようになり、結論も出やすくなった。
- ・各団体が活発に機能を果たすようになり、活動が活性化した。
- ・主体的、民主的な運営ができるようになった。会計の透明化が図られた。
- ・地域支援課ができ、地域に校区担当職員が来るようになった。市の窓口が整理され、相談しやすくなった。
- ・校区に入る補助金が増えた。

◆運営していて困っていること

- ・（自治連合会として活動していた時と比べ）意見がまとまりにくくなった。各種団体の活動も自治協議会で実施することとなり、事業がやりづらくなった。
- ・自治協議会の意義や役割について地域の理解が不十分である。補助金の交付を受けるための組織だという認識もある。
- ・自治連合会の財源を自治協議会の財源として手当てすることに抵抗感がある。
- ・役員の仕事が増えて忙しくなった。事務処理などにも手間がかかるようになり、負担が増した。
- ・事務局機能の強化を図る必要があるが、人件費などの問題で限界がある。
- ・1人が複数の団体の役員を兼任する例が多く、組織が違っても集まる顔ぶれが同じである。コミュニティの実情に合った組織運営と体制について再検討が必要だ。
- ・人材が不足しており、役員のなり手が少ない。現役員の高齢化も進んでいる。
- ・事業に参加する住民が限定されており、広がりが少ない。
- ・各団体の活動内容に重複が多すぎる。縦割り行政の弊害である。
- ・補助金が統合されていない団体（社会福祉協議会、人権尊重推進協議会、老人クラブなど）についても、自治協議会との関係の整理や補助金の統合などを行っていかなければならないのではないか。
- ・市の各部署が、各種団体に直接連絡をするため、自治協議会に情報が入ってこない。
- ・自治会・町内会長への行政からの依頼や協力要請が多く、不満が充満している。このことが後継者不足にもつながっている。必要な経費を手当てすべきである。
- ・市の事業が、いつも決定してから地域に下りてくる。計画段階から協議できるシステムを考えてもらいたい。

- (2) 活力あるまちづくり支援事業補助金について、ご意見をお聞かせください。使い方を自分たちで決められる補助金制度ができたことによって、新たに始められた事業はありますか。

◆補助金についての意見

- ・まちづくりの基本となる事業が補助対象になっており、金額も妥当だと考える。現在の制度でよいと思う。
- ・補助金が一本化されたことにより、校区全体の活動内容が分かるようになった。今後、新しい分野にも取り組みたい。
- ・一本化される前の補助金の額を各種団体が既得権化しているので、校区の課題に応じた予算配分ができない。
- ・必須事業は校区の実情に合っていない。必須事業を廃止し、校区の裁量に任せてほしい。
- ・使途の制限を緩和してほしい（役員手当を補助対象にする、事務経費の上限を撤廃するなど）／公金を使っていることから、制約のない補助金ということは考えにくいと思う。
- ・補助金を増額してほしい／額は現在のままがよい（増額しても事業をこなせない）。
- ・会計の透明化が図られた。
- ・行政による会計のチェックが厳しすぎる。また、会計処理や手続きが分かりにくい。
- ・補助金の交付時期を早くしてほしい。
- ・自治協議会以外の団体や個人に交付されている補助金や報償費についても、整理・統合し、自治協議会に交付するようにしてほしい。

◆新たに始めた事業

●行事・催し

夏祭り、運動会、校区敬老会、音楽文化祭、伝統行事、もちつき大会、体力測定、家族向けレクリエーション、三世代交流 など

●取り組み

自主防災、防犯パトロール、集団献血、あいさつ運動、河川清掃、広報紙作成、環境美化活動、小学生の見守り など

●その他

- ・公民館内の事務スペースに電話とファクスを設置し、事務職員を採用した。
- ・小学校のPTA活動（田植え、稲刈り、餅つきなど）に対する人的・資金的援助を開始した。
- ・祭りや新春のつどい、子育て支援などの事業内容を充実させた。
- ・ボランティア協議会が自治協議会に加入し、他の構成団体の要望に応じて協力を行う体制をつくった。
- ・防犯・防災組織を統合した。 など

(3) 公民館の地域支援について、どのようなことを期待していますか。

- ・事業に積極的にかかわり、協力してもらいたい。会議や事業に出席・参画し、助言・指導をしてもらいたい。
- ・企画段階から関係団体と連携し、可能なものは共催してほしい。
- ・自治協議会の側面から支援を行い、足りない部分を補完する役割を担うべきである。
- ・公民館は、行政と地域の接点にあり、双方の代弁者という立場にある。自治協議会と公民館が一体となって住みよいまちづくりに向けた活動を行うことが不可欠である。
- ・自治協議会の事務局としての役割を担ってほしい。
- ・会合がいつでもできるスペースや、自治協議会の事務局室を確保してほしい。
- ・行政情報や、校区内の活動に関する情報を地域に周知してもらいたい。
- ・地域活動の担い手の発掘や育成を行ってほしい。
- ・公民館の機能を充実すべきである（職員研修の実施、開館時間の延長など）。
- ・コミュニティの活動と公民館の事業に重複があり、調整が必要である。
- ・公民館運営の自治協議会への委託について検討してもらいたい／公民館の運営も自治協議会で行いたいという意見もあるが、そこまで担うのは大変であり、必要ないと思う。
- ・公民館の役割や今後の方向が見えてこない。
- ・住民が気軽に利用できる雰囲気づくりや運営をお願いしたい。

(4) その他、コミュニティ施策全体について

- ・コミュニティ施策の方向や、あるべき姿をはっきり示してほしい。
- ・行政と自治協議会の役割分担ができていない。
- ・自治協議会は、行政の事業の受け皿（下請け）であってはならない。
- ・「コミュニティの自律経営」の支援、地域支援部の設置など、現在のコミュニティ支援施策はよいと思う。
- ・事業の廃止などについて、市からの説明が遅い。市は、自治協議会ともっと綿密に連携を取り、きちんと説明を行うべきだ。また、事前に十分意見を聞くべきだ。
- ・行政の考えを一律に押しつけるのではなく、校区の特性や事情を考えて対応してもらいたい。
- ・自治協議会と区役所は、常によきパートナーとしての関係を保ち、身近にいる存在であり続けてほしい。
- ・校区担当制度は、コミュニティと行政とのパイプ役として機能が発揮されており、気軽に相談できる関係ができています。地域の要望や相談への対応が迅速になり、区役所への信頼が増した。
- ・地域支援課は、コミュニティの総合窓口として十分機能していないのではないか。例えば、地域の事情、特性を知らないことが多い。
- ・窓口が地域支援課に一本化されたことで助かっている／窓口を地域支援課に一本化してほしい。
- ・行政の縦割りの弊害が解消の方向に進んでいる／行政内部の組織間の連携が悪い。
- ・コミュニティに関するさまざまな施策について、行政内部での縦割りを整理してから地域に持ってきてほしい。
- ・区レベルの団体と校区団体の縦割り関係を整理してほしい（区レベル団体の整理、上部団体への上納金廃止など）。
- ・校区に行政主導の団体や組織が多い。事業が画一的になり、校区の特色が出ないのではと思う。
- ・住民の意識を改革するために、行政による啓発が必要である。
- ・行事への参加者が少ない、地域に能力がある人がいるのに協力が得られない、後継者がいない、活動の担い手が少ないなど、人に関する悩みが大きい。
- ・担い手が手出しでコミュニティ活動を行っている。活動費の助成や、コミュニティで行っている業務の単価の引き上げを行うなど、支援を強化すべきである。
- ・マンション居住者に、どうやってコミュニティとかわりを持ってもらうかが大きな課題である。
- ・町世話人制度の廃止により、行政からの依頼事項について自治会・町内会長の協力を得にくくなっている。何らかの形で処遇の向上に努めてもらいたい。
- ・自治協議会制度の中での、自治会・町内会の役割が整理されていない。

(5) 地域活動をしていて「よかったこと」、「困っていること」はどんなことですか。

◆よかったこと

- ・地域の多くの人を知り、交流の輪が広がった。
- ・地域のまとまりができて、さまざまな活動ができるようになった。皆さんの協力がある。
- ・地域行事への協力者が増えた。若い人の参加も多くなった。
- ・地域内の人たちと顔見知りになり、話ができるようになったことで、地域のことがよく分かるようになった。
- ・地域としての誇りや伝統などを理解することができ、まちづくりへの関心が高まった。

◆困っていること

- ・役員は非常に多忙であり、負担が重い。自分の時間が取れない。
- ・役員手当もなく、自腹で補っている部分が多い。
- ・役員のなり手が少ない。役員が多忙であることや、高齢化、共働き世帯の増加などにより、役員の選出が難しくなってきた。
- ・各種団体の活動が不明瞭、不公平であり、困っている。
- ・住民の自治意識や、コミュニティへの参加意識が低い（自治会・町内会加入率の低下、自主財源の不足、活動への参加者の減少など）。
- ・ワンルームマンションや住民の入れ替わりが激しいマンション、家主が積極的でない貸家などへの対処が難しい。
- ・個人情報保護の観点から住民の情報が得にくい。
- ・活動資金が不足している。

(6) その他、日ごろの地域活動でお気づきの点をお聞かせください。

- ・事業内容がマンネリ化している。事業のための事業になってしまい、目的が見えなくなっている。他校区の情報も得て、良い要素は取り入れていく姿勢が必要である。
- ・自治協議会の意義や運営その他が、なかなか住民に浸透しない。
- ・自治組織もガラス張りにして、住民に情報を提供することが必要である。
- ・役員のなり手がいない。人材発掘と育成が課題である。
- ・行事に参加する人の顔ぶれがだいたい同じであり、参加する人とならない人が二極分化してきている。
- ・市職員が、住民としてもっと積極的にコミュニティ活動に参加してほしい。
- ・ワンルームマンションが乱立状態であり、町内会費の徴収が困難である。
- ・集合住宅は、全戸まとめて自治会・町内会に入っているが、住民一人ひとりには、加入していることさえ知らないし、協力もしない。
- ・住民や関係機関に対し、行政が、自治活動の重要性を主体的にPRしてほしい（転入時の区窓口での自治会加入の呼びかけ、公団住宅の自治会組織づくりの支援など）。
- ・行政の各部署からの依頼や会議などが多すぎる。
- ・自治協議会会長の充て職が多く、多忙である。

8 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」委員及び検討経過

(1) 委員（敬称略、五十音順）

委 員	池浦 順子	地域活動実践者（和白東ボランティア「おあしす」代表）
<u>副会長</u>	石森 久広	学識経験者（西南学院大学法科大学院教授）
委 員	久保田久恵	公民館長（田島公民館館長）
委 員	陶山 博道	市民局長
委 員	十時 裕	地域活動実践者（小田部校区自治協議会事務局長）
委 員	中村 健士	区自治協議会会長会等会長 （南区自治組織連絡協議会会長、大池校区自治協議会会長）
委 員	浜崎 真人	区長（中央区長）
委 員	原田 陽次	区自治協議会会長会等会長 （中央区自治協議会等代表者会会長、高宮校区自治協議会会長）
委 員	平山 清子	自治協議会会長（那珂南校区自治協議会会長）
委 員	福山 誠	区自治協議会会長会等会長 （博多区自治協議会長連絡協議会会長、東住吉校区自治協議会会長）
委 員	松村 良子	地域活動実践者（西区男女共同参画をすすめる会会長）
<u>会 長</u>	森田 昌嗣	学識経験者（九州大学大学院芸術工学研究院教授）
委 員	吉村 哲夫	区長（東区長）
委 員	米倉 和男	公民館長会会長（愛宕公民館館長）

（前委員）

飯地 大藏	公民館長会会長（室見公民館館長）
谷口 芳満	区長（早良区長）
吉村 哲夫	市民局長

(2) 検討経過

○ 第1回 /平成 18 年 10 月 2 日 10:00～12:00

- ・「自治協議会・自治会等アンケート」の結果（速報）及び「自治協議会等ヒアリング」の結果を事務局より説明
- ・コミュニティ及びコミュニティ関連施策の現状・課題等について審議

○ 第2回 /平成 18 年 10 月 27 日 13:30～15:00

- ・コミュニティ及びコミュニティ関連施策の課題について審議（第1回の継続）

○ 第3回 /平成 19 年 3 月 16 日 13:30～15:30

- ・「自治協議会・自治会等アンケート」の結果（最終）を事務局より報告
- ・コミュニティ関連施策の成果と課題を確認
- ・「コミュニティと行政の共働における課題」について審議

○ 第4回 /平成 19 年 5 月 29 日 15:30～17:30

- ・検討項目及びスケジュールを確認
- ・「財政的支援のあり方（自治協議会への補助金のあり方）」について審議

○ 第5回 /平成 19 年 7 月 5 日 14:30～16:30

- ・「財政的支援のあり方（自治協議会以外への補助金のあり方）」について審議
- ・第1次提言の構成及び骨子案（「財政的支援のあり方」「コミュニティと行政の共働における課題」に関する部分）について審議

○ 第6回 /平成 19 年 8 月 6 日 14:30～16:30

- ・「第1次提言（案）」について審議